

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等
の価格低減促進事業

(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

Q&A集

令和3年4月21日改訂

一般財団法人環境イノベーション情報機構

〈改訂履歴〉

令和3年3月26日 公開

令和3年4月21日 追記・修正（赤字部分）

目次

| | |
|--|---|
| 1. 【全般について】 | 1 |
| 問 1. 本事業はどのような体制で執行されますか。 | 1 |
| 問 2. 本事業の目的は何ですか。 | 1 |
| 問 3. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。 | 1 |
| 問 4. 本事業の目的等を踏まえると、自家消費型太陽光発電設備等の範囲・規模は、 どのように算出するのが妥当ですか。 | 1 |
| 問 5. 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備等 の導入に際して、どのような点に留意する必要がありますか。 | 2 |
| 問 6. 他の補助金等との併用は可能ですか。 | 2 |
| 問 7. 見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。 | 2 |
| 問 8. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。 | 2 |
| 問 9. 補助事業の目的が達成されない場合の取扱いはどうなりますか。 | 3 |
| 問 10. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。 | 3 |
| 問 11. 本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者には規定はあ りますか。 | 3 |
| 問 12. 発電事業者が所有管理する施設にテナントとして入居している事業者（子会社 等）と PPA 契約を締結する場合、オンサイト PPA モデルとして申請できます か。その他、オンサイト PPA モデルとして申請できないパターンがあれば、教 えてください。 | 3 |
| 問 13. 本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット 制度への登録は認められますか。 | 4 |
| 問 14. 補助金の基準額としての設置工事費相当額は太陽電池や蓄電池の設置容量等に 関わらず、一律 10 万円なのでしょうか。 | 4 |
| 問 15. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合でも家庭用蓄電池の金額・区分が 適用されるのでしょうか。 | 4 |
| 問 16. 補助対象設備を担保にした資金調達は認められますか。 | 5 |
| 問 17. 中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。 | 5 |
| 2. 【応募について】 | 6 |
| 問 18. 代行申請は可能でしょうか。 | 6 |
| 問 19. 複数の施設に関する応募について、一つにまとめて応募しても良いでしょ うか。 | 6 |
| 問 20. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に設備の導入計画 の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画は応募申請時のもの | |

| | | |
|------------------------|---|----|
| | から変更しても構いませんか。 | 6 |
| 問 21. | 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか。 | 6 |
| 問 22. | 公募の要件（設備要件、補助対象範囲等）を満たしていれば、必ず補助金が受けられますか。 | 6 |
| 問 23. | 補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていればよいですか。 | 6 |
| 問 24. | 土地・建物の権利関係が確認できる書類はどのようなものを提出すればいいでしょうか。 | 7 |
| 問 25. | 共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合に提出が必要な書類について教えてください。 | 7 |
| 問 26. | 応募申請書の様式にある「本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」の欄にはどのように記入したらいいでしょうか。 | 7 |
| 問 27. | オンサイト PPA モデルでリース会社が関係する実施体制の場合、リース会社を共同申請者にしなければなりません。 | 8 |
| 問 28. | 複数年事業として応募をすることは可能ですか。 | 8 |
| 問 29. | 複数年度にわたる事業について、初年度に完成する太陽光発電設備等が無くても認められますか。 | 8 |
| 問 30. | 2年度にわたる事業を提案して採択された場合、注意点はありますか。 | 8 |
| 問 31. | 複数年度にわたる事業について、単年度ごとに CO2 排出削減効果を発現することは必須ですか。 | 9 |
| 3. 【売電・系統連系について】 | | 10 |
| 問 32. | 固定価格買取制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。 | 10 |
| 問 33. | 余剰電力を自己託送することや売電することはできますか。 | 10 |
| 問 34. | 系統接続の制約について留意することは何ですか。 | 10 |
| 問 35. | 「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。 | 10 |
| 4. 【契約について】 | | 11 |
| 問 36. | 事業の実施はいつから可能ですか。 | 11 |
| 問 37. | 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。 | 11 |
| 問 38. | 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約をすることは可能ですか。 | 11 |
| 問 39. | 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。 | 11 |
| 問 40. | ファイナンスリース契約において、残価による還元は認められますか。 | 11 |

| | | |
|-------|---|----|
| 問 41. | 本補助金において、オペレーティングリース契約や割賦契約で太陽光発電設備等を調達することは認められますか。 | 11 |
| 問 42. | 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。 | 12 |
| 5. | 【補助対象等について】 | 13 |
| 問 43. | 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。 | 13 |
| 問 44. | 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。 | 13 |
| 問 45. | 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。 | 13 |
| 問 46. | 補助金額に上限額・下限額はありますか。 | 13 |
| 問 47. | 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるのでしょうか。 | 13 |
| 問 48. | 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。 | 13 |
| 問 49. | 基準額の算定において、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のどちらを採用すれば良いのでしょうか。 | 14 |
| 問 50. | 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。 | 14 |
| 問 51. | 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。 | 14 |
| 問 52. | 逆流防止装置は補助対象ですか。 | 15 |
| 問 53. | 自営線は補助対象ですか。 | 15 |
| 問 54. | 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。 | 15 |
| 問 55. | 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。 | 16 |
| 問 56. | 従業員の人件費等は補助対象ですか。 | 16 |
| 6. | 【その他】 | 17 |
| 問 57. | 補助事業で導入した設備により余剰売電で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。 | 17 |
| 問 58. | 補助事業における利益等排除とは何ですか。 | 17 |
| 問 59. | 事業実施期限内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により期限内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになりますか。 | 17 |
| 問 60. | 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。 | 17 |
| 問 61. | 事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。 | 18 |
| 問 62. | ランニングコスト削減額はどのような算定すればいいのでしょうか。 | 18 |
| 問 63. | 商用電力途絶時（停電時）の電力供給についての留意点は何ですか。 | 18 |
| 問 64. | 車載型蓄電池は補助対象となりますか。 | 18 |

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| 問 65. | 充放電設備は補助対象になりますか。 | 18 |
| 問 66. | 充電設備は補助対象になりますか。 | 19 |
| 問 67. | ハイブリッド車は車載型蓄電池として補助対象になりますか。 | 19 |
| 問 68. | 充放電設備のみの申請はできますか。 | 19 |

1. 【全般について】

問1. 本事業はどのような体制で執行されますか。

- 本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下、機構）までお願いします。

問2. 本事業の目的は何ですか。

- 本事業は、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的とします。

問3. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助金の交付を申請できる者は次のとおりです。
 - ア. 民間企業（導入する設備等をファイナンスリース契約により提供する契約を行う民間企業を含む。）
 - イ. 青色申告を行っている個人事業主
 - ウ. 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - エ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - オ. 地方公共団体（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る。）
 - カ. 個人（定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る。）その他環境大臣の承認を経て機構が認める者
- 上記の「民間企業」は、本事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合等を言います。

問4. 本事業の目的等を踏まえると、自家消費型太陽光発電設備等の範囲・規模は、どのように算出するのが妥当ですか。

- 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ停電時には当該施設に必要な電力を供給できる必要があります。やむを得ず余剰電力が生じてしまう場合でも、蓄電池等を導入することにより、極力、再エネ自家消費率を上げることを検討してください。

なお、本補助金で導入する蓄電池は太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものとしてください。蓄電池の容量は当該施設で必要とする容量としてください。

問5. 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、どのような点に留意する必要がありますか。

- 停電時にも需要家において必要とする電力を供給できる機能を有した（停電時においても必要となる機能を維持することが可能な）設備であることや、設備の設置にあたって耐震性を確保する等により、停電時にも電力供給ができるシステムである必要があります。
- 停電時にも電力供給ができるシステムとは、例えば自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入するほか、蓄電池や非常用発電設備を併設することが考えられます。申請書において停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。なお、夜間に必要な電力がある場合は蓄電池の導入か、既設または補助対象外経費で調達する非常用発電機等が必須となりますので、ご注意ください。

問6. 他の補助金等との併用は可能ですか。

- 本補助金と国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適化法」という。）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）を同一の設備に対し併用することはできません。
- なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。したがって、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対象経費から除算となります。

問7. 見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。

- 事業計画の作成に当たっては、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより見積金額を算出し、費用対効果を精査してください。
- ①導入時に販売されている設備等の市場価格の推移を適宜把握し、発電量あたりの価格の妥当性や電力消費量を精査する。
- ②設備等の性能や稼働実績を精査する。
- ③平常時の施設・設備の稼働日数や電力使用量の実績・見込みから事業計画の妥当性を精査する。
- ④定置用蓄電池を導入する場合は、公募要領に記載の目標価格等の登録要件を精査する。

問8. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

- 二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業

効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。

掲載 URL : http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

- 導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO2 削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。
- 新築の施設の場合、想定される商用電力の購入量に対して、太陽光発電設備による発電量によって購入を減らせる見込みの量に排出係数を乗じることで二酸化炭素の削減量を算定するという方法が考えられます。

問9. 補助事業の目的が達成されない場合の取扱いはどうなりますか。

- 補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

問10. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

- 本事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、機構、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

問11. 本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者に規定はありますか。

- 本事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。第三者所有モデルのような同一需要地内で需要家に売電することは電気事業法の規制外のため、許可等がなくても売電は可能であり、本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者は資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/)

に限定されません。

問12. 発電事業者が所有管理する施設にテナントとして入居している事業者（子会社等）と PPA 契約を締結する場合、オンサイト PPA モデルとして申請できますか。その他、

オンサイト PPA モデルとして申請できないパターンがあれば、教えてください。

- 発電事業者が所有管理する施設にテナントとして入居している事業者（子会社等）と PPA 契約を締結する場合、オンサイト PPA モデルとして申請することはできません。オンサイト PPA モデルであるためには、第三者の屋根や敷地に太陽光発電設備等を設置するものである必要があります。
- また、次の場合は太陽光発電設備等の第三者所有とはみなせないため、オンサイト PPA モデルとして申請できません。
 - PPA 事業者と需要家が親会社・子会社・孫会社など、資本関係にある場合（グループ内の法人を需要家とする申請は不可）
 - PPA 事業者と需要家の代表者が同一人物であり、需要地の土地・建物の所有者が PPA 事業者である場合など
- 質問のケースは自己所有（投資）での申請であれば可能です。

問13. 本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は認められますか。

- 交付規程第 8 条第十五号のとおり、補助事業者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはいけません。
- また、オンサイト PPA モデルにおいて、補助事業者から需要家に還元された環境価値（補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果）についても J-クレジット制度への登録を行ってはいけません。

問14. 補助金の基準額としての設置工事費相当額は太陽電池や蓄電池の設置容量等に関わらず、一律 10 万円なのでしょうか。

- 太陽光発電設備の基準額としての設置工事費相当額は 10 万円です。
- 定置用蓄電池（産業用）の場合、6 万円/kWh 及び設置工事費相当額 10 万円を合算した額と間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額が基準額となります。また、定置用蓄電池（家庭用）の場合、2 万円/kWh 及び設置工事費相当額 10 万円を合算した額と間接補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額が基準額となります。

問15. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合でも家庭用蓄電池の金額・区分が適用されるのでしょうか。

- 定置用蓄電池が産業用か家庭用かの判断は製品単位で行います。そのため、家庭用蓄電池を同じ箇所に複数台設置した場合でも、家庭用の金額・区分が適用されます。

問16. 補助対象設備を担保にした資金調達は認められますか。

○補助対象設備を担保にした資金調達は認められません。

問17. 中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。

○本補助金の申請・交付において、中小企業経営強化税制（即時償却）を活用することについての制限はありません。制度を活用される場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

2. 【応募について】

問18. 代行申請は可能でしょうか。

○代行申請はできません。あくまでも申請条件に見合った PPA 事業者、需要家、リース事業者等からの申請に限ります。

問19. 複数の施設に関する応募について、一つにまとめて応募しても良いでしょうか。

○複数の施設を応募する場合、需要地ごとに申請してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

問20. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

○原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO₂ 排出削減効果等の事業能率に関係がない事業計画の軽微な変更だけに限り認められます。詳細については、個別に機構にご相談ください。

問21. 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか。

○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第 2 の第 1 欄に示す、各配分額のいずれか低い額の 15%以内の変更であり、かつ CO₂ 排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の 2 点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要がある場合は、機構にご相談ください。

問22. 公募の要件（設備要件、補助対象範囲等）を満たしていれば、必ず補助金が受けられますか。

○公募の要件を満たしていれば、必ず補助金が受けられるとは限りません。実施計画書等の記載内容が当補助金の趣旨に沿い、CO₂ 排出削減に係る費用対効果等について、外部有識者等で構成される審査委員会の審査・評価を行った上で、予算の範囲内で採択を行います。

問23. 補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていればよいですか。

○決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる経営基盤を有していることや

事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを実施計画書における「資金計画」欄の記載と併せて確認するためにご提出いただくものです。複数年にわたって赤字決算が続いているなど、補助事業実施に当たっての資金繰りに懸念があると考えられる場合、公認会計士の審査を得た経営改善計画等の提出を追加で求めることがあります。

問24. 土地・建物の権利関係が確認できる書類はどのようなものを提出すればいいでしょうか。

- 【自社所有の土地・建物の場合（A）】土地・建物が自社所有であることが確認できる登記簿謄本等を添付してください。その場合、設備設置承諾書の提出は必要ありません。
- 【自社所有の土地・建物でない場合（B）】土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書を提出してください。賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間（太陽光発電設備は17年間）に満たない場合、補助金の代表申請者名で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出してください。
- 【建物は自社所有だが、土地が自社所有でない場合（C）】建物に関してはA、土地に関してはBの書類を提出してください。
- 補助対象設備を建物の屋根などに設置し、地面には設置しない場合、土地の所有者からの設備設置承諾書は省略することができます。また、補助対象設備を土地（施設内の空き地等）に直接設置する場合、建物の所有者からの設備設置承諾書は省略することができます。

問25. 共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合に提出が必要な書類について教えてください。

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者としてください（申請後の変更は不可）。また、需要家は共同事業者としてください（オンサイトPPAモデルやファイナンスリース契約で需要家を共同事業者としない申請は不可）。
- 共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、「会社概要」「定款」「決算書（申請企業の単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表及び損益計算書等）」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出いただく必要があります。

問26. 応募申請書の様式にある「本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」の欄にはどのように記入したらいいでしょうか。

- 応募申請書の様式A-1「様式第1 応募申請書」には代表申請者の情報を記入してください。
- 応募申請書の様式D-4「暴力団排除に関する誓約事項」には各書類の「申請者」と対応し

- た情報を記入してください。ただし、共同事業者（需要家）の書類については、代表申請者の情報を記入してください（D-4 は共同事業者（需要家）についても提出が必要です）。
- 応募申請書の様式 D-7「設備設置承諾書等の写し」には代表申請者の情報を記入してください。

問27. オンサイト PPA モデルでリース会社が関係する実施体制の場合、リース会社を共同申請者にしなければなりませんか。

- オンサイト PPA モデルでリース会社が関係する実施体制の場合、リース会社を必ず共同申請者にしてください。補助対象設備の所有者を含む申請とする必要があり、設備の所有権の無い PPA 事業者だけの申請は認められません。

問28. 複数年事業として応募をすることは可能ですか。

- 単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了することが原則ですが、応募申請書で示された事業スケジュール等でどうしても単年度では事業を完了できないことが認められた場合、複数年事業（最大2年度以内）として事業を実施することは可能です。

問29. 複数年度にわたる事業について、初年度に完成する太陽光発電設備等が無くても認められますか。

- 初年度に完成する太陽光発電設備等が無く（初年度が基礎工事のみ、物品の発注のみ、実施設計のみといった申請）、公募要領・交付規程の別表第1に基づく初年度の補助金所要額が0円となる申請は認められません。

問30. 2年度にわたる事業を提案して採択された場合、注意点はありますでしょうか。

- 当該年度の交付決定を受けるまで、補助対象となる工事を実施することはできません。公募要領に定めた事業期間に含まれない期間については必ず空白期間を設定する必要があります。
- 次年度の予定は未定ですが、政府予算の成立後、可能な限り空白期間を生じないように執行されるものと思われます。
- 複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程第15条の規定に基づき、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を執行団体に提出して承認を受けなければなりません。
- 次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があるため、極力、単年度で事業が完了する計画となるように努めてください。

○2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となる場合があります。

問31. 複数年度にわたる事業について、単年度ごとに CO2 排出削減効果を発現することは必須ですか。

○当初の公募申請段階から、事業の性質上、単年度で設備の稼働が困難であることが示されている場合は、単年度ごとの CO2 排出削減効果の発現を要しません。

3. 【売電・系統連系について】

問32. 固定価格買取制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。

- 本事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することはできません。
- また、令和 4 年度に運用開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得することはできません。

問33. 余剰電力を自己託送することや売電することはできますか。

- 施設の休業日などにやむを得ず生じる余剰電力については、売電することは可能ですが、蓄電池等を導入することにより、極力、再エネ自家消費率を上げることを検討してください。
- ただし、FIT や FIP を適用して売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。
- なお、自己託送はできません。

問34. 系統接続の制約について留意することは何ですか。

- 一部地域では商用電力系統への逆潮流が発生する発電設備の設置等が一般送配電事業者により制限されているため、事業執行に支障の無いように十分確認してください。
- また、系統連系工事負担金によって事業採算性が悪化し、本事業を中断又は中止することのないよう、応募段階から一般送配電事業者と十分な協議を行うようにしてください。
※系統接続とは、発電した電気を一般送配電事業者の送電線、配電線に流すために、電力系統に接続することです。

問35. 「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。

- 本事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を言います。
- 補助金額 5 分の 4 以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を交付の条件とします。

4. 【契約について】

問36. 事業の実施はいつから可能ですか。

- 本補助事業により導入する設備設置工事等の契約締結は交付決定日以降に行っていただ
く必要があります（業者の選定までは可）。

問37. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなけ
ればなりません。なお、一般の競争によりがたい場合、その理由を明確にするとともに、
価格の妥当性についても根拠を明確にしてください。

問38. 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

- 補助対象外経費（撤去費等）を含んだ契約は、合理的な理由がある場合は、実施して差し
支えありません。ただし、補助対象と補助対象外の事業費を明確に分ける必要があります。
- 間接工事費、設計費、監理費については、直接工事費を補助対象と補助対象外に区分した
上で、直接工事費の補助対象と補助対象外の比率で按分して算出してください。

問39. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのよう に申請をする必要がありますか。

- 設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者
にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事
業者とした申請としてください。
- また、複数の補助対象設備を導入し、各補助対象設備の所有権が分かれる場合は、連名に
よる申請を行うことで、各設備所有者に補助金の交付が可能です。連名による申請方法に
ついては、交付規程第3条第3項を確認してください。

問40. ファイナンスリース契約において、残価による還元は認められますか。

- ファイナンスリース契約において、残価による還元は認められません。原則として、リー
ス料の総額から補助金分を差し引き、月々のリース料を算定するなどして、需要家への補
助金の還元を契約期間内で平準化するようにしてください。

問41. 本補助金において、オペレーティングリース契約や割賦契約で太陽光発電設備等を 調達することは認められますか。

- 本補助金において、「需要家とリース会社との契約」及び「PPA 事業者等とリース会社等
との契約」において、オペレーティングリース契約や割賦契約は認められません。

問42. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

- 原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑類（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。
- 支払手形による場合には、契約書等で支払手形に支払方法が指定されている必要があります。その場合、手形の支払期日（複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日）が事業期間内でなければなりません。なお、回し手形による支払は認められません。

5. 【補助対象等について】

問43. 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。

○自家発電機を備え付けた施設であっても、本事業の対象になり得ます。

問44. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

問45. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

問46. 補助金額に上限額・下限額はありますか。

○補助金の交付額は1 需要地につき2 億円が上限額となります。下限額はありますが、太陽電池出力が10kW 以上である必要があります（戸建て住宅を除く。）。

問47. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。

○本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。

○なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO2 排出削減効果においては、本補助事業と既実施事業との計測も含めた切り分けが必要です。

問48. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

○＜補助対象外経費の例＞

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・データ通信費
- ・パワーコンディショナー等の保証料
- ・カーポート
- ・太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台支持材より50cm を超える範囲の費用
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）

- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
 - ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
 - ・工事会社等への振込手数料
 - ・既存設備の撤去費
 - ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
 - ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートをしきつめるための費用
 - ・盛土や土壌改良工事に係る費用
 - ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
 - ・安全フェンス等の設置に係る費用
- 等

問49. 基準額の算定において、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のどちらを採用すれば良いのでしょうか。

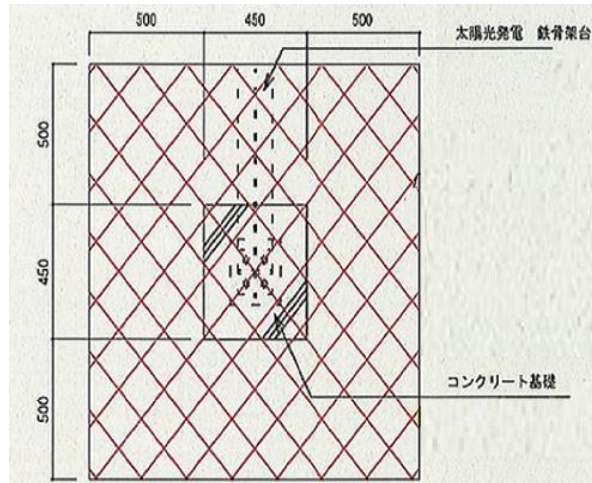
- 太陽光パネル出力の kW 数とパワーコンディショナー出力の kW 数を比較して小さい方の数値の小数点以下を切り捨てた値を採用します。
(例：太陽光パネル出力 261.12kW (=255W/枚×1,024 枚)、パワーコンディショナー出力 200kW の場合、200kW)

問50. 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。

- 建物（カーポートを含む。）は一般的に設備としては認められないため、補助対象外です。
また、建物の建設工事に係る基礎工事部分についても、補助対象外となります。
- 対象設備の設置等に必要、建築物の躯体等に関する工事も補助対象外となります。

問51. 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を補助対象とします。
- 一定の周囲部分の具体的な数値は工事の内容等により異なりますが、本事業では公共建築数量積算基準（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象とします。



防水工事必要最小限範囲の一例（網掛部）

問52. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

○一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置が系統連系に必要と認められる場合は補助対象とします。

問53. 自営線は補助対象ですか。

○必要が認められれば、補助対象になり得ます。

※自営線とは、一般送配電事業者以外の電気事業者が電力供給のために自ら敷設した電線のことを言います。

問54. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

○屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由があること
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）

②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付帯設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。

(例) 降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可(必要最小限を超えるため)

- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策(アンカー基礎等)は補助対象とします(停電時に機能を維持できるようにする必要があるため)。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします(強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため)。

問55. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

- 可搬式蓄電池は補助対象外とします。
- ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

問56. 従業員の人件費等は補助対象ですか。

- 本補助事業を実施するために必要な業務補助を行う臨時の人員に関する賃金については、その雇用に必然性がある前提で「賃金」として計上可能です。
なお、本補助事業に従事した時間のみ、賃金の対象となることから、業務日誌等により本補助事業に従事した時間等を適切に管理しなければなりません。

6. 【その他】

問57. 補助事業で導入した設備により余剰売電で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。

○事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。そのため、売電等の収益が発生する場合は、毎月の売電量、売電収入等に係る帳簿等を整理して適切に管理してください。

計算式：収益納付額＝(A－B) × (C/D) －E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

注1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいう。

注2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行う。

問58. 補助事業における利益等排除とは何ですか。

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

問59. 事業実施期限内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により期限内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになりますか。

○やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、判明した時点で速やかに機構にご相談ください。

問60. 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。

○補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産については処分制限等があります。詳細は交付

規程第 8 条第十四号を参照してください。これらの規程に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

問61. 事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。

- 平時の二酸化炭素排出削減計画を達成できるよう補助対象設備を適正に稼働させるとともに、エネルギー消費量の実績値を把握して二酸化炭素排出削減量に換算し、事業報告書により環境大臣に報告してください。
- 二酸化炭素排出削減計画を達成しなかった場合、その原因を記載してください。なお、災害等によってやむを得ず計画どおりの二酸化炭素削減効果が得られなくなった場合は、この限りではありません。ただし、この場合は、停電時の発電・電力供給等の機能発揮の面から補助事業の効果を発現する必要があります。

問62. ランニングコスト削減額はどのような算定すればいいでしょうか。

- ランニングコスト削減額は補助対象設備を導入することで、需要家にとってのランニングコストがどのように変化するかを示していただく項目になります。電力料金の削減額（現在の契約内容との比較）とメンテナンス費用（発生する場合）など、金額の内訳をそれぞれ示していただきますようお願いします。

問63. 商用電力途絶時（停電時）の電力供給についての留意点は何ですか。

- 災害等による商用電力途絶時（停電時）に需要家において必要な機器を稼働させ、施設の機能を維持するため、設置された自家消費型太陽光発電設備により発電した電力等を安定的に供給できることを求めています。

問64. 車載型蓄電池は補助対象となりますか。

- 補助対象になりますが、充放電設備と合わせて導入する場合で、外部給電が可能な電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（令和 3 年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限ります。
- ただし、令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」が公開されるまでは、令和 2 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」を踏まえて申請してください。ただしその場合でも、完了実績報告は令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」に基づき行う必要があります。その結果、補助金の額が減額または車載型蓄電池自体が補助対象外となる場合があります。

問65. 充放電設備は補助対象になりますか。

- 太陽光発電設備及び車載型蓄電池を本補助事業により同時導入する場合に限り、補助対

象となります。なお、平時において、太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置が必要です。

- 補助対象となる充放電設備は令和3年度 CEV 補助金の「V2H 充放電設備」の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に限ります。
- ただし、令和3年度 CEV 補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」が公開されるまでは、令和2年度 CEV 補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」を踏まえて申請してください。ただしその場合でも、完了実績報告は令和3年度 CEV 補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に基づき行う必要があります。その結果、補助金の額が減額または車載型蓄電池自体が補助対象外となることがあり得ます。

問66. 充電設備は補助対象になりますか。

- 補助対象外とします。

問67. ハイブリッド車は車載型蓄電池として補助対象になりますか。

- プラグインハイブリッド車は補助対象になりますが、ハイブリッド車は補助対象外となります。

問68. 充放電設備のみの申請はできますか。

- 充放電設備のみの申請は認められません。
- 同時に新規導入し、事業期間内に設置が完了することを条件に、充放電設備を補助対象外で調達し、車載型蓄電池を補助対象として調達する申請とすることは可能です。